

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人は基本方針にエンパワーメントを大切にして自己決定を尊重した利用者主体の支援をあげています。</p> <p>利用者の特性に合わせ、A、B1、B2グループに分かれて、毎月支援会議を開いています。また、朝礼、終礼の打ち合わせの時に、「利用者の声」の要望や意見、個別支援について話し合います。</p> <p>利用者がコンビニへ買い物に行き、ATMで振り込みをしています。昼休みに自宅から持ってきた趣味のビーズ通しをする、おしゃれな洋服を着る、インターネットを利用する、玄関の片隅で喫煙する等の希望があれば、利用者の自己決定を尊重しつつ、職員による創意工夫で、利用者が自ら選択した活動や社会参加が実現されるように支援しています。利用者の権利についても職員が検討し、理解・共有する機会が設けられています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>事業者は利用契約書で身体拘束の禁止と虐待防止のための措置を明示しています。倫理行動綱領でも虐待防止と身体拘束廃止を明らかにして、利用者の権利侵害の防止等に関する取組を徹底しています。</p> <p>「苦情解決に関する規則」を定め、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を設置し、写真付きのポスターを作成し、作業室に掲示しています。その他オンブズマンが月1回訪問して、利用者の要望や声を聞く中で、利用者の権利を擁護し、事業所と協働して福祉サービスの質を高めています。</p> <p>全職員がいつでも見られるように「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(厚労省)や法人の職員育成ビデオ「利用者さんとの接し方」を事務所に置いています。業務日誌に「身体拘束等」の欄を設けたり、利用者に権利侵害等が及ばないように「権利擁護」の外部研修に積極的に参加し、専門性を高めています。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>生活支援は個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況や生活習慣を理解し、その人らしく生き生きとした生活ができるように、食事、排せつ、着替え、洗面、歯みがき、整髪、移動、入浴等は見守りの姿勢を基本としています。</p> <p>できる限り利用者の自律・自立した生活を実現するために、必要な時にはすみやかに適切な支援をしていますが、あらかじめ利用者・家族と十分話し合い、支援方法等については職員間でも支援会議や朝礼、終礼で情報共有しています。また、身の整理整頓や時間やスケジュールの管理、社会的常識や一般的なルールやマナーの理解等を含めて生活の自己管理ができるように支援しています。</p> <p>グループホームに入所している利用者はスケジュール帳で連絡を取り合い、時にはスケジュールの提案をしながら、利用者が安心して生活が送れるように支援しています。</p>		

【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>障がいの特性により、漢字の読み書きができない、時系列での説明ができない、質問が理解できない、自分の意見や考えが表現できない等、利用者との意思疎通やコミュニケーション等を図るためにコミュニケーション手段の工夫をしています。</p> <p>利用者と職員のコミュニケーション、利用者間や家族等とのコミュニケーションのための支援にはさまざまな機会を設けたり、工夫をして個別的に支援をしています。意思表示や伝達が困難な利用者には、面談場所を変えたり、支援職員を交代して利用者の意思や希望を理解するように努めています。</p> <p>口頭だけではなく、絵や写真のカード、文字盤、タブレット、パソコン、補聴器等を使用し、その人の特性に合ったものを提案しながら、利用者のコミュニケーション能力を高め利用者との信頼関係を築いています。</p>		
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者が生活上のさまざまな問題や悩み等について、相談できる機会を設けています。日によっては人員体制の問題から、相談が別日になることもあります。相談があったことは職員間で共有しています。</p> <p>面談室で話す程の内容ではなくても、生活にかかわる自己決定や自己選択等は、できる限り利用者の考えを尊重しながら対応しています。各グループの支援会議や朝礼、終礼で協議し、職員が同じ情報提供や助言ができるように支援しています。</p> <p>利用者によっては、言いにくい内容等は話やすい職員に相談することもあります。職員が日常の支援の中で把握した相談内容等はサービス管理責任者等に報告され、個別支援計画等への反映を含め、支援内容の変更や調整を関係職員で検討し、情報共有することになっています。</p>		
【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者のニーズに応じた支援を実現するため、日中活動の主たる作業活動は、個人の特性に合わせた作業の提供、環境の整備、作業手順の提供等きめ細かい作業が提供され、作業工賃の増額を目指しています。又、個別支援計画に基づき、調理、創作、外出等多様な日中活動やプログラム等に参加できるように支援をしています。</p> <p>レクリエーション活動はグループ別に月に1~2回あります。季節行事の「会」は毎月あり、初詣、節分、ひな祭り、端午の節句、七夕、クリスマス会等を行っています。トランスフィットネス(運動プログラム)や音楽療法も取り入れ、利用者の趣向に沿うように幅広い活動を提供しています。利用者一人ひとりの希望やニーズを見直し、日中活動等として支援出来ていない場合は支援内容を検討し、見直しを行っています。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>常時介護と医療的なケアを必要とする利用者や障がいによる不適応行動については利用者一人ひとりの障がいに応じて個別かつ適切な対応を行っています。</p> <p>利用者をお閉症、知的障がい、身体障がい・精神障がいの3つの具体的なグループに分けています。自閉傾向の強いAグループでは、利用者全員が一人ひとりの作業スペースと休憩スペースを整えています。各々利用者に応じた作業内容、活動プログラムがあり、自分のペースで楽しく自主的に活動できるような環境整備を行っています。</p> <p>専門技術等の向上のため、自閉症研修等の連続研修やダウン症、高齢化、身体障害、医療、権利擁護等の専門分野に応じた外部研修に積極的に参加し、支援に関する知識やご術等の向上を図っています。又、利用者が安心・安全な生活を送るために、各グループは支援会議等で支援方法を検討し、職員間で情報を共有しています。</p>		

A-2-(2) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の日常生活支援(食生活、入浴、排せつ、移動、移乗等)は、個別支援計画に基づくとともに、利用者の日々の心身の状況に応じて実施されています。</p> <p>給食業者とは2か月に一度給食会議を開いています。職員は毎日の検食簿で利用者の感想や希望を伝えるようにしています。献立表は栄養士が作成しており、アレルギーや偏食にも代替食で対応しています。献立表の掲示方法はグループ毎に利用者の特性に合わせて工夫しています。</p> <p>入浴は1人当たり、週2回までで1日3~5人が入っています。職員2人介助で行っていますが、この度リフト浴の設置が決まりました。</p> <p>排せつは8割位に支援しています。利用者の着脱衣・トイレ等の支援の時はプライバシーや羞恥心に十分配慮し、トイレのドアには空き状況を表示するカードを下げています。車イス利用者は50人中30人位で、移動、移乗は筋力低下や体調に合わせて支援しています。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の活動の場は明るく、和やかな気分が周囲に満ちあふれている様子です。設備や備品等については安心・安全を確保するために整備し、できる限り快適性を保つように努めています。</p> <p>自閉傾向が強く刺激に敏感な利用者のために、一人ひとりに作業スペースとは別に一人で休息できるスペースを確保し、精神の安定を図っています。その他、面談室の隣に横になれるスペースを設けてありますが、面談の希望が重なったり、来客がある時には速やかに提供できない場合があります。又、利用者が他の利用者に影響を及ぼすような場合は、利用者同士を会わせないようにしたり、一人を散歩に連れ出す等の工夫をしています。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者が日常行っている生活動作や行動は、できる限り利用者の自律・自立した生活を実現するために、なるべく利用者が自身でできるように支援しています。必要な時にはすみやかに適切な支援をしています。</p> <p>訓練に当たって、理学療法士や作業療法士等の専門職は生活支援のための施設であるため、敢えて導入していません。職員が生活の場を利用して、利用者の有する能力を生かした支援を行っています。</p> <p>トイレに行った時に手すりにつかまって立つ、自助具を活用して食事をする、排せつでズボンの上げ下げをする、上着の袖を通す、嚥下体操をする、散歩をする、レクリエーションに参加する、作業活動をする等を実施することにより、利用者の機能や能力を維持・向上する機会を増やしています。日常的な支援は個別支援計画にも明記し、定期的にモニタリングを行い、利用者の心身の状況や意向等に応じて支援の検討・見直しをしています。</p>		

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>看護師は常勤1名、非常勤4名がおり、日常生活上、必要なバイタルチェックや服薬管理、健康診断、個別支援計画に参画、グループ旅行付き添い、新規利用者の情報収集、自主製品の作業活動、防災に参加、救急法の指導、看護日誌の記録等に関わっています。</p> <p>さまざまな介助面での利用者の体調の変化、小さな怪我や皮膚の状態の変化等から利用者の健康状態の把握に努めています。職員は利用者には体調の変化があった時には、常駐の看護師にすぐに相談し、看護師は医療機関との連絡調整又は近隣の協力医療機関を通じ適切な支援を行います。また、必要に応じて受診の支援を行っています。看護師は自閉症研修、精神保健研修、メンタルヘルス研修、重症心身障がい研修等に参加し、障がい者の理解に努めています。</p>		
【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>利用契約書には、事業者は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じ、事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行うことを明示しています。</p> <p>医療的な支援を必要とする利用者が、生活の場において、安心・安全に暮らし続けるために、フェイスシートや緊急時対応書、診療情報提供書(毎年更新)に基づき、適切に医療的な支援を提供しています。看護師は常時配置されており、日常的な内服薬や外用薬等を管理し、又、利用者別の発作対応マニュアルを作成して、薬の取り扱いと共に職員に周知しています。</p> <p>現在、人工透析、経管栄養、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする利用者には、看護師が医師の指示と定められた手順、方法等により実施しています。また、看護師は年に2回救急救命講習の機会を設け、外部より指導者を招いて研修を行っています。</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者を地域社会の一員として尊重し、主体的な生活を支援することを目的として、生活のさまざまな場面において、社会参加に向けた情報の収集・提供や学習・体験の機会等を準備しています。</p> <p>2018年度に引き続き、今年度も近隣大学のリハビリテーション学科とのコラボレーション企画を計画しています。利用者が大学の授業に参加するという新しい経験をするとともに、大学に対しては自助具の研究と開発に障がい者としての生の声を発信する機会を持ち、協力関係が成立しています。付き添いで参加した職員も、利用者の社会参加に対する支援についてのモチベーション向上に繋がりました。その他、地域の「相武台団地まつり」や他事業所との合同で「相模原フェスタ販売会」等に積極的に販売出店を行うなど、積極的に社会参加の機会を増やしています。</p>		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の生活や住まいへの希望と意向を尊重し、地域生活への移行や住み慣れた地域での生活が継続できるよう、利用者の心身の状況や生活習慣を理解し、できるだけ多くの利用者が望む暮らしができるように支援しています。</p> <p>利用者の三分の一は、グループホームで生活していますが、グループホームや家族との生活から独居生活を望む方、在宅からグループホームでの生活を望む方などがいます。希望者には、グループホームの空き情報や利用可能な制度・施設など必要な情報を提供し、体験も勧めています。地域移行や地域生活継続実現のため、地域の相談支援専門員、ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカーや関係機関等と連携・協力をしながら進めています。</p>		

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 事業所は利用者の家族等(家族、保護者、成年後見人等)との連携を図るとともに、家族の生活や支援に関する悩み等に応えるために家族支援を行っています。 利用開始時に聞き取りをしたフェイスシートや緊急時対応書から個別事情に配慮し、連絡帳のやり取りや電話連絡を行い、利用者についての情報共有を行っています。また、体調不良時や急変時の家族への報告・連絡ルールは明確になっています。年3回家族懇談会を開催し、年度初めに実施している利用者満足度調査の分析結果を報告したり、直接意見交換できる機会を設けています。 今年度より多くの家族に参加してもらうため夜間にも開催し、参加者増が図れました。成年後見人、グループホームの利用、家族がいなくなった後の行き先について等、様々な意見交換を行っています。		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 評価外		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 評価外		
【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	
<コメント> 評価外		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント> 評価外		